

## 食品表示相談等申込書

下記の注意事項をご一読の上、お申込みください。

【相談者】(法人又は個人名)：

【連絡先】TEL：

FAX：

e-mail：

【相談内容】(記入してください)

※表示画像等の添付はご遠慮願います。添付された場合、内容の確認は致しかねます。

### －注意事項－

1. 食品表示についてご相談いただく際には、事前に新潟市ホームページの当課作成の「食品表示の作成について」(<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shoku/hyouji/hyouuji.html>)を必ずご確認の上、質問内容を具体的にまとめてくださいますようお願い申し上げます。
2. 広告・宣伝等の表示(景品表示法)や内容量(計量法)については、新潟市消費生活センターが相談窓口となっております。電話：025-211-2370へご相談ください。
3. 表示内容についての責任は、表示責任者である食品等事業者にあります。当課からの回答は、許可や公認を与えるものではなく、あくまでも意見・助言であり、事業者の責任により表示を作成してください。(回答後の表示等の確認は行っていません。)
4. いただいたご相談については、原則、順番にお電話にて回答させていただきます。回答までに概ね1～2週間要することがございますのでご了承の上、時間に余裕をもってご相談ください。

新潟市保健所 食の安全推進課 食品表示・給食グループ

TEL：025-212-8223 FAX：025-246-5673